

控訴審判決の概要・評価と第一審判決との対比

【第一審判決】：東京地方裁判所令和3年6月10日判決（第8民事部）・平成30年（ワ）第15327号（判例時報2513号24頁・判例タイムズ1503号154頁）

※平成30（2018）年5月16日提訴）

【控訴審判決】：東京高等裁判所令和5年4月18日判決（第25民事部）・令和3年（ネ）第3189号

※令和3（2021）年6月22日控訴（原告・被告双方控訴）

1. 控訴人（原審原告）の控訴理由

- (1) 第一審判決は、「入学時諸費用38万円（※税別）」の中に「権利金部分」が存在すると認定したが、これは誤りである。大学受験とは前提事情が異なる。本件において「受講することのできる地位の対価」は認められない。
- (2) 第一審判決は、上記権利金部分を「12万円」と評価したが、その具体的算定根拠が全く提示されていない。
- (3) 被控訴人（原審被告）が挙げた諸費用の中に、平均的な損害に含まれる費目は、教材費595円以外には存在しないので、「1万円」には達しない。

2. 控訴審判決の概要

- (1) 控訴審判決の変更点は、下記の一覧表により、第一審判決と控訴審判決の要点を比較して対比したとおりである。
- (2) 第一審において主要な争点として争われた受講生らの「消費者性」については、控訴審も第一審判決の判断を維持し、変更は無い。
- (3) 次に、この点も第一審判決において主要な争点として争われた一審被告に「入学し得る地位」に権利性・対価性を認めることが出来るか否か、という問題については、第一審は権利性を肯定し、その評価を12万円とした（但し、その具体的算定根拠は提示していない）。これに対して、控訴審判決は、入学しうる地位の権利性・対価性自体を否定している。
- (4) 消費者契約法9条の「平均的損害」については、第一審判決は、1万円と評価したが、控訴審判決は、この部分では評価額を増額し、7万円としている。
- (5) その他、本件控訴審判決に至る前の事情変更として、第一審被告は、入学に係る約款（学則）の内容を変更し、オーディション開始日から8日間の期間内に撤回すれば入学時諸費用38万円全額を返金するとのクーリングオフ規定を新設した。しかし、この点は、控訴審判決の判断内容を左右するところとなっていない。

3. 原審（第一審との対比）

主たる争点	第一審判決	控訴審判決
受講生らの消費者性	認める。	認める。
入学し得る地位の有無	「入学しうる地位」との対価性を認める。	「入学しうる地位」との対価性を認めない。
本件において入学し得る地位の対価	12万円が相当である。	0円
平均的損害の該当性	<ul style="list-style-type: none"> ① エー・ライツに対する受講生紹介手数料(31万8888円)は該当しない。 ② 講師派遣の業務委託費用(5万円)は該当しない。 ③ 入学対応指導のための業務委託費用(2万円)は該当しない。 ④ 入学に伴う人件費は該当しない。 ⑤ 宣材写真撮影委託費用(2516円)は該当する。 ⑥ 教材費(595円)は該当する。 ⑦ 入学対応のための賃料(1万1077円)は該当しない。 ⑧ 入学対応のための光熱費(1617円)は該当しない。 ⑨ 入学金ローンの保証金(2507円)は該当しない。 ⑩ 履行利益(受講生から得られたであろう月謝)は該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① エー・ライツに対する受講生紹介手数料(31万8888円)は該当しない。 ② 講師派遣の業務委託費用としては、1万5000円の範囲で該当する。 ③ 入校対応指導の業務委託費用2万円は該当する。 ④ 入学に伴う人件費2万4556円は該当する。 ⑤ 宣材写真撮影委託費用(2516円)は該当する。 ⑥ 教材費(595円)は該当する。 ⑦ 入学対応のための賃料(1万1077円)は該当しない。 ⑧ 入学対応のための光熱費(1617円)は該当しない。 ⑨ 入学金ローンの保証金(2507円)は該当しない。 ⑩ 履行利益(受講生から得られたであろう月謝)は該当しない。
	合計1万円が相当である。	合計7万円が相当である。
結論	入学時諸費用38万円のうち、権利金12万円と平均的損害1万円を合計した13万円を超えて返還しない旨の条項の差止を命ずる。	入学時諸費用38万円のうち、平均的損害7万円を超えて返還しない旨の条項の差止を命ずる。

4. 控訴審判決の評価

- (1) 受講生らの「消費者性」に関し、控訴審判決が、本件実態に照らし第一審の判断を維持した点は評価できる。
- (2) 入学時諸費用 38 万円が、一審被告に入校しうる地位の対価と認められるか否かについて、第一審判決がかかる地位を認め、12 万円と評価していたのに対し、控訴審判決が、かかる地位の権利性・対価性を否定した点については、本件訴訟において大きな前進と評価される。この点は、他の類似する今後の消費者紛争に対して相応の影響を与える判断と考えられる。
- (3) 他方、消費者契約法 9 条の平均的損害の具体的な算定については、第一審判決が 1 万円と評価していたのに対して 7 万円と増額している点はあるが、一審原告としては、入学しうる地位の対価性と比較すると、それほど重きを置いていない。第一審と異なり、入学し得る地位の権利性・対価性との評価を排斥し、入学時諸費用 38 万円のうち返金を要しない範囲の評価を、全て平均的損害の問題と整理した点は大きく評価できる。
- (4) しかし、平均的損害の個々の具体的な費目の評価については、本来であれば宣材写真・教材費等、受講生個人が受けるメリットに限定されるべきではないかと考えられる点で不服な部分があり、第一審判決において平均的損害と認めなかった業務委託費用や人件費等を平均的損害に含めている点には疑問が残る。業務委託費は、他事業者との契約内容如何でどのような金額にもなり得るし、人件費についても、本件入学契約それ自体に結びついた職務だけを職員が遂行していたとは想定できないからである。
- (5) 平均的損害の評価が争われた他の消費者紛争や差止請求事案では、「履行利益」が平均的損害に含まれるか否かについて、これを肯定する判決も散見される。この点は、問題となった消費者契約の実態と約款の内容如何で判断が異なってくる部分と考えられるが、第一審、控訴審とも、本件事実関係を前提として履行利益が平均的損害に含まれないとの判断を下した点は、本件における平均的損害の評価の上で重要な点であり、これも今後の類似事案に影響を与えるところと考えられる。